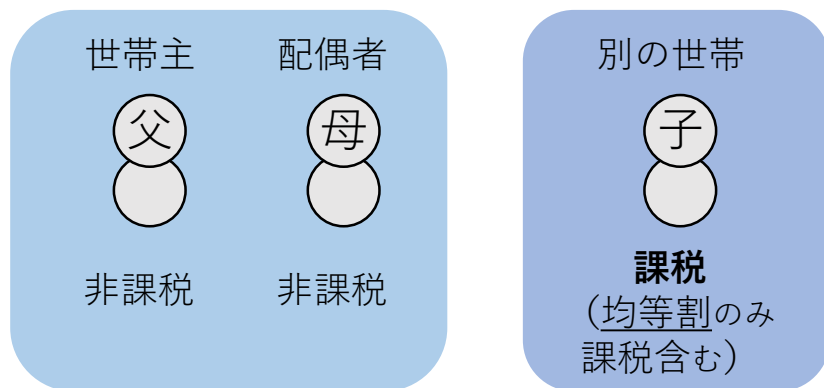
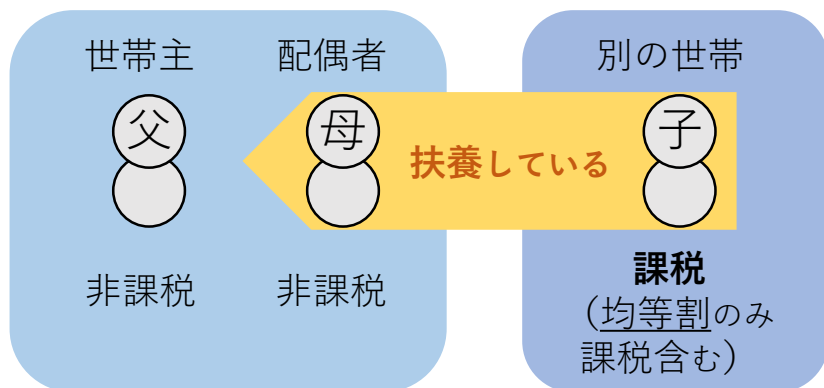


支給対象となる場合（一例）

(1) 父母ともに、子に扶養されていない

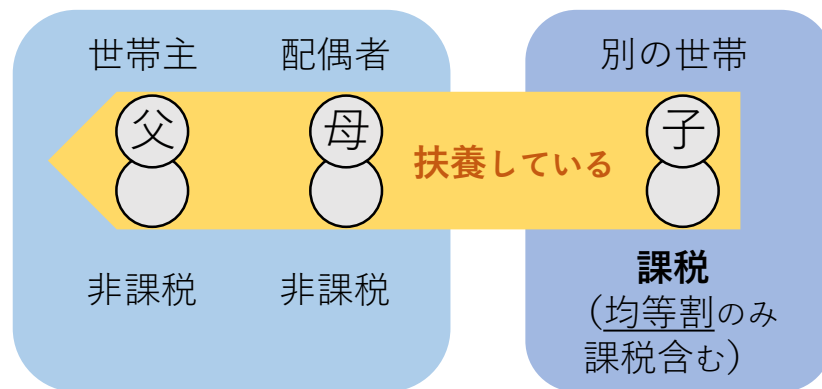


(2) 母（または、父）のみ、子に扶養されている
※世帯の全員が扶養されているわけではない



支給対象外となる場合（一例）

(3) 父母ともに、子に扶養されている
※世帯の全員が住民税課税者に扶養されている



◎世帯の全員が扶養されていても・・・
別世帯の子が住民税課税ではなく、住民税非課税
だった場合には課税者に扶養されているわけでは
ない為、支給対象となります。（扶養することで
非課税になる場合を含む）